

第十一章 金融サービス

第十一・一条 定義

この章の規定の適用上、

「国境を越えて金融サービスを提供する締約国のサービス提供者」とは、締約国の領域において金融サービスを提供する業務に従事し、かつ、国境を越える金融サービスの提供を通じ、金融サービスを提供しようとし、又は提供する当該締約国の者をいう。

「国境を越える金融サービスの貿易」又は「国境を越える金融サービスの提供」とは、次の態様の金融サービスの提供をいう。ただし、一の締約国の領域内の投資財産による当該一の締約国の領域における金融サービスの提供を含まない。

- (a) 締約国の領域から他の締約国の領域への金融サービスの提供
 - (b) 締約国の領域における他の締約国の者への金融サービスの提供
 - (c) 締約国の国民による金融サービスの提供であつて他の締約国の領域において行われるもの
- 「金融機関」とは、締約国の領域内に所在する金融仲介機関その他の企業であつて、当該締約国の法令に

に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、及び金融機関として規制され、又は監督されるものという。

「他の締約国の金融機関」とは、締約国の領域内に所在する金融機関（その支店を含む。）であって、他の締約国の者により支配されるものをいう。

「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）並びに金融の性質を有するサービスに付随するサービス又は金融の性質を有するサービスの補助的なサービスを含み、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

- (a) 元受保険（共同して行う保険を含む。）
 - (i) 生命保険
 - (ii) 生命保険以外の保険
- (b) 再保険及び再再保険

- (c) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (d) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

- (e) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
- (f) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
- (g) ファイナンス・リース
- (h) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
- (i) 保証
- (j) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

- (i) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
- (ii) 外国為替
- (iii) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
- (iv) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
- (v) 譲渡可能な有価証券
- (vi) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- (k) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
- (l) 資金媒介業
- (m) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
- (n) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
- (o) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理

並びに関連ソフトウェアのサービス

- (p) (e)から(o)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

「締約国の金融サービス提供者」とは、締約国の領域において金融サービスを提供する業務に従事する当該締約国の者をいう。

「投資財産」とは、第九・一条（定義）に定義する投資財産をいう。ただし、同条に規定する貸付金及び債務証券については、次のとおりとする。

- (a) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券は、締約国であつてその領域内に当該金融機関が所在するものにより規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

- (b) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証券（(a)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。）は、投資財産ではない。

国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを

提供するサービス提供者が所有する債務証券（金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。）は、当該貸付金又は当該債務証券が第九・一条（定義）に規定する投資財産の基準を満たす場合には、第九章（投資）に規定する投資財産である。

「締約国の投資家」とは、締約国又は締約国の者であつて、他の締約国の領域において投資を行おうとし（注）、行つており、又は既に行つたものをいう。

注 締約国は、投資家が投資を行うための具体的な行動（事業を開始するための資源若しくは資本の供給又は許可若しくは免許の申請を含む。）をとつた場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了解する。

「新たな金融サービス」とは、一の締約国の領域においては提供されていないが他の締約国の領域においては提供されている金融サービスをいい、金融サービスの新たな形態による納入又は当該一の締約国の領域においては販売されていない金融商品の販売を含む。

「締約国の者」とは、第一・三条（一般的定義）に定義する「締約国の者」をいい、非締約国の企業の支店を含まない。

「公的機関」とは、締約国の中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配している金融

機関をいう。

「自主規制団体」とは、金融サービス提供者又は金融機関に対して、法令により又は中央政府若しくは地域政府からの委任により規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

第十一・二条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて次の事項に関するものについて適用する。

- (a) 他の締約国の金融機関
- (b) 当該締約国の領域内にある金融機関に投資する他の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産
- (c) 国境を越える金融サービスの貿易

2 第九章（投資）及び前章（国境を越えるサービスの貿易）の規定は、次の(a)から(c)までに規定する章又は章の条の規定がこの章に組み込まれる限りにおいてのみ、1に規定する措置について適用する。

(a) 第九・六条（待遇に関する最低基準）、第九・七条（武力紛争又は内乱の際の待遇）、第九・八条（収用及び補償）、第九・九条（移転）、第九・十四条（特別な手続及び情報の要求）、第九・十五条（利益の否認）、第九・十六条（投資及び環境、健康その他の規制上の目的）及び第十・十条（利益の否認）の規定は、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

(b) 第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定は、(a)の規定に従いこの章に組み込まれる第九・六条（待遇に関する最低基準）（注1）、第九・七条（武力紛争又は内乱の際の待遇）、第九・八条（収用及び補償）、第九・九条（移転）、第九・十四条（特別な手続及び情報の要求）及び第九・十五条（利益の否認）の規定に締約国が違反したとの請求のみのためにこの章に組み込まれ、この章の一部を成す（注2、注3）。

注1 ブルネイ・ダルサラーム国、チリ、メキシコ及びペルーについては、附属書十一Eの規定が適用される。

注2 第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定は、国境を越える金融サービスの貿易については、適用しない。

注3 締約国の投資家が第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づき仲裁に請求を付託する場合に

は、当該請求については、次のとおりとする。

(1) 当該投資家は、第九・二十三条（仲裁の実施） 7 に規定するところにより、国際的な投資仲裁について適用可能な国際法の一般原則に従い、自己の請求の全ての要素を立証する責任を負う。

(2) 仲裁廷は、第九・二十三条（仲裁の実施） 4 の規定に従い、付託された請求が法律上の問題として第九・二十九条（裁定）の規定により申立人に有利な裁定を下すことができる請求でない旨の被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定する。

(3) 仲裁廷は、第九・二十三条（仲裁の実施） 6 の規定に従い、正当な理由があるときは、(2) に規定する異議の申立て又は当該異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用及び代理人の報酬を主張が認められた一方の紛争当事者に支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁廷は、そのような裁定が正当であるかどうかを決定するに当たり、申立人の請求又は被申立人の異議に根拠がなかったかどうかについて検討するものとし、意見を述べる合理的な機会を紛争当事者に与えるものとする。

(c) 第十・十二条（支払及び資金の移転）の規定は、国境を越える金融サービスの貿易が第十一・六条（国境を越える貿易）の規定に基づく義務の対象となる限りにおいて、この章に組み込まれ、この章の

一部を成す。

3 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて次の事項に関するものについては、適用しない。ただし、締約国が自国の金融機関に対し(a)又は(b)に規定する活動又はサービスについて公的機関又は金融機関との競争を行うことを認める場合には、当該活動又はサービスについて適用する。

(a) 公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス

(b) 当該締約国（公的機関を含む。）の勘定のために、その保証の下に、又はその財源を使用して行う活動又はサービス

4 この章の規定は、金融サービスの政府調達については、適用しない。

5 この章の規定は、国境を越える金融サービスの提供に係る補助金又は贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

第十一・三条 内国民待遇（注）

注 待遇がこの条又は次条（最恵国待遇）に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家、投資財産、金融機関又は金融サービス提供者を区別するものである

かどうかを含む。)によって判断する。

1 各締約国は、自国の領域内にある金融機関及び自国の領域内にある金融機関についての投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分について、他の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、金融機関及び投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分について、他の締約国の金融機関及び他の締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に対し、同様の状況において自国の金融機関及び自国の投資家が金融機関について有する投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定に基づき締約国が与える待遇は、地域政府について、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国の投資家、当該締約国の金融機関及び当該投資家が金融機関について有する投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

4 締約国は、第十一・六条（国境を越える貿易）1に規定する内国民待遇に係る義務の適用上、関連するサービスの提供について、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、同

様の状況において自国の金融サービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十一・四条 最恵国待遇

1 各締約国は、

(a) 他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(b) 他の締約国の金融機関に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の金融機関又は非締約国の金融機関に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(c) 他の締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(d) 国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、同様の状況において国境を越えて金融サービスを提供するその他のいずれかの締約国のサービス提供者又は国境を越えて金融サービスを提供する非締約国のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する待遇には、第十一・二条（適用範囲）2(b)の規定により組み込まれる手続のような国際的な紛争解決のための手続又は仕組みを含まない。

第十一・五条 金融機関の市場アクセス

いずれの締約国も、他の締約国の金融機関又は他の締約国の金融機関を設立しようとする他の締約国の投資家について、小地域を単位とするか当該締約国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 次の制限を課する措置

(i) 金融機関の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(ii) 金融サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(iii) 金融サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示された金融サービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注 この(iii)に規定する制限には、金融サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(iv) 特定の金融サービスの分野において雇用され、又は金融機関が雇用する自然人であつて、特定の金融サービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(b) 金融機関がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第十一・六条 国境を越える貿易

1 各締約国は、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ、附属書十一-A(国境を越える貿易)に記載する金融サービスを提供することを許可する。

2 各締約国は、自国の領域内に所在する者及び自国の国民(所在地のいかんを問わない。)が、自国以外の締約国の領域内に所在する国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者から、金融サービスを購入することを許可する。この義務は、締約国に対し、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者が当該締約国の領域において営業すること又は勧誘することを許可するこ

とを要求するものではない。締約国は、当該義務の適用に当たり、1の規定に反しない限りにおいて、「営業すること」及び「勧誘すること」を定義することができる。

3 締約国は、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者及び金融商品に対し、登録又は認可を要求することができる。もつとも、このことは、国境を越える金融サービスの貿易に係る信用秩序の維持のための規制についての他の方法に影響を及ぼすものではない。

第十一・七条 新たな金融サービス(注)

注 締約国は、この条のいかなる規定も、締約国の金融機関が他の締約国に対しいずれの締約国の領域においても提供されていない金融サービスの提供を許可することを要請するために申請を行うことを妨げるものではないことを了解する。当該申請は、当該申請が行われる締約国の法令に従うものとし、この条の規定の対象とならない。

各締約国は、他の締約国の金融機関に対し、同様の状況において法令を制定し、又は現行の法令を修正することなく自国の金融機関に対し提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可する(注)。締約国は、第十一・五条(金融機関の市場アクセス)(b)の規定にかかわらず、新たな金融サービスを提供することができる制度上の及び法的な形態を決定し、並びに当該新たな金融サービスの提供について

許可を取得することを要求することができる。締約国は、金融機関に対し新たな金融サービスの提供について許可を取得することを要求する場合には、当該許可を与えるかどうかを合理的な期間内に決定するものとし、信用秩序の維持を理由とする場合に限り当該許可を拒否することができる。

注 締約国は、新たな金融サービスの提供を許可するに当たり、新たな規制又は他の補助的な措置を定めることができる。

第十一・八条 特定の情報の取扱い

この章のいかなる規定も、締約国に対し、次の情報を提供し、又は次の情報にアクセスすることを認めることを要求するものではない。

- (a) 金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者の個々の顧客の金融上の事項及び勘定に関連する情報
- (b) 秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるもの

第十一・九条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの締約国も、他の締約国の金融機関に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部その他の重要

な職責を有する者として任用することを要求してはならない。

2 いずれの締約国も、他の締約国の金融機関の取締役会の構成員の半数以上について、当該締約国の国民若しくは当該締約国の領域において居住する者又はこれらの組合せで構成されることを要求してはならない。

第十一・十条 適合しない措置

1 第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）、第十一・五条（金融機関の市場アクセス）、第十一・六条（国境を越える貿易）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
 - (i) 中央政府により維持され、附属書Ⅲの自国の表の第A節に記載する措置
 - (ii) 地域政府により維持され、附属書Ⅲの自国の表の第A節に記載する措置
 - (iii) 地方政府により維持される措置
- (b) (a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c) (a)に規定する措置の改正であつて、次のいずれかに該当するもの（注）

注 ベトナムについては、附属書十一-C（適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度）の規定が適用される。

(i) 当該改正の直前における当該措置と第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）、第十一・五条（金融機関の市場アクセス）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定との適合性の水準を低下させないもの

(ii) この協定が当該措置を適用する締約国について効力を生ずる日における当該措置と第十一・六条（国境を越える貿易）の規定との適合性の水準を低下させないもの

2 第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）、第十一・五条（金融機関の市場アクセス）、第十一・六条（国境を越える貿易）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定は、締約国が附属書Ⅲの自国の表の第B節に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第九・十一条（経営幹部及び取締役会）、第十・三条（内国民待遇）又は第十・四条（最恵国待遇）の規定の適用を受けないものとして締約国が附属

書Ⅰ又は附属書Ⅱの自国の表に記載する措置は、留保事項に記載する当該措置、分野、小分野又は活動がこの章の規定の対象となる限りにおいて、第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）又は前条（経営幹部及び取締役会）の規定の適用を受けない措置として取り扱う。

4 (a) 第十一・三条（内国民待遇）の規定は、次に掲げる規定によって課される義務の例外又は特別の取扱いに該当する措置については、適用しない。

(i) 第十八・八条（内国民待遇）の規定

(ii) 貿易関連知的所有権協定第三条の規定（当該例外又は特別の取扱いが第十八章（知的財産）において取り扱われる事項に関連するものでない場合に限る。）

(b) 第十一・四条（最恵国待遇）の規定は、貿易関連知的所有権協定第五条の規定又は次に掲げる規定によって課される義務の例外又は特別の取扱いに該当する措置については、適用しない。

(i) 第十八・八条（内国民待遇）の規定

(ii) 貿易関連知的所有権協定第四条の規定

第十一・十一条 例外

1 この章及びこの協定（第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地
手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第六章（貿易上の救済）、
第七章（衛生植物検疫措置）及び第八章（貿易の技術的障害）を除く。）の他の規定にかかわらず、締約
国は、信用秩序の維持のための措置（注1、注2）（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を
金融機関若しくは国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者が負う者を保護するための措置又
は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げ
られない。当該信用秩序の維持のための措置は、第一文に定める例外が適用されるこの協定の規定に適合
しない場合には、当該規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはなら
ない。

注1 締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供するサービスの安全性、
健全性及び財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び営業上の健全性の維持を含むことを了解
する。

注2 第十一・二十二条（金融サービスにおける投資紛争）に規定する手続に従い、第九章（投資）第B節（投資家と国との間の

紛争解決)の規定に基づき不服を申し立てられた措置が締約国によって信用秩序の維持のために採用され、又は維持されたものであると決定される場合には、仲裁廷は、当該措置がこの協定に基づく当該締約国の義務に反するものでないことを認定するものとし、当該措置について損害賠償を命ずる裁定を下してはならない。

2 この章、第九章(投資)、前章(国境を越えるサービスの貿易)、第十三章(電気通信)(特に第三・二十四条(他の章との関係)を含む。)及び第十四章(電子商取引)のいかなる規定も、一般に適用される差別的でない措置であつて公的機関が金融政策及び関連する信用政策又は為替政策を遂行するために行うものについては、適用しない。この2の規定は、第九章の規定の対象となる措置に関し、第九・十條(特定措置の履行要求)の規定に基づく締約国の義務又は第九・九條(移転)若しくは第十・十二條(支払及び資金の移転)の規定に基づく締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

3 締約国は、この章に組み込まれる第九・九條(移転)及び第十・十二條(支払及び資金の移転)の規定にかかわらず、金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供するサービスの提供者の安全性、健全性又は財務上の責任の維持に関連する措置を衡平に、差別的でなく、及び誠実に適用することを通じて、金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者から、当該金融機関若しくは当該サービス提

供者の提携する会社若しくは関係を有する者に対して行われる資金の移転又は当該会社若しくは当該者の利益のために行われる資金の移転を防止し、又は制限することができる。この3の規定は、締約国に対し資金の移転を制限することを認めるこの協定の他の規定に影響を及ぼすものではない。

4 この章のいかなる規定も、締約国が、この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置（欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は金融サービスに係る契約の不履行がもたらす結果の処理に関する措置を含む。）を採用し、又は執行することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある締約国の間又は締約国と非締約国との間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はこの章の規定の対象となる金融機関について有する投資財産若しくは国境を越える金融サービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

第十一・十二条 承認

1 締約国は、この章の規定の対象となる措置の適用に当たり、他の締約国又は非締約国による信用秩序の維持のための措置を承認することができる（注）。その承認については、次のいずれかの方法により行うことができる。

注 第十一・四条（最恵国待遇）のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国による信用秩序の維持のための措置に対し承認を行うことを要求するものと解してはならない。

- (a) 一方的に行う方法
 - (b) 調和その他の方法
 - (c) 他の締約国又は非締約国との協定又は取決めに基づく方法
- 2 1の規定に基づき信用秩序の維持のための措置の承認を行う締約国は、他の締約国に対し、同様の規制、監督、規制の実施及び適当な場合には関係する締約国間の情報の共有に関する手続が存在し、又は存在することとなる状況を証明するための機会を十分に与える。

- 3 締約国は、1(c)の規定に基づき信用秩序の維持のための措置の承認を行う場合において、2に規定する状況が存在するときは、他の締約国に対し、1(c)に規定する協定若しくは取決めへの加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。

第十一・十三条 透明性及び特定の措置の実施

- 1 締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行う金融機関及び国境を越えて金融サービスを提供する

サービス提供者の能力を向上させる上で金融機関及び国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者の活動を規律する透明性のある規制及び政策が重要であることを認める。各締約国は、金融サービスに対する規制の透明性を促進することを約束する。

2 各締約国は、この章の規定が適用される一般に適用される全ての措置が、合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

3 第二十六・二条（公表）2から4までの規定は、この章の規定の対象である事項に関連する一般に適用される規制については、適用しない。各締約国は、実行可能な範囲内で、次のことを行う。

(a) 自国が採用しようとする規制及び当該規制の目的を事前に公表すること。

(b) 利害関係者及び他の締約国に対し、規制の案について意見提出のための合理的な機会を与えること。

4 締約国は、最終的な規制を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、規制の案について利害関係者から受領した実質的な意見に対し書面により回答すべきである（注）。

注 締約国は、政府の公式ウェブサイトにおいて当該意見についてまとめて回答することができる。

5 各締約国は、実行可能な範囲内で、一般に適用される最終的な規制の公表と当該規制の実施の日との間

に合理的な期間を置くべきである。

6 各締約国は、一般に適用される規約であつて、自国の自主規制団体によつて採用され、又は維持されるものを、利害関係者が知ることのできる方法により、速やかに公表し、又は入手可能なものとするを確保する。

7 各締約国は、この章の規定の対象となる一般に適用される措置について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設置する。

8 各締約国の規制当局は、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件（必要とされる書類を含む。）を公に入手可能なものとする。

9 締約国の規制当局は、申請者の要請に応じ、その申請の処理状況を当該申請者に通知する。当該規制当局は、当該申請者から追加的な情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく当該申請者に通知する。

10 締約国の規制当局は、金融機関に投資する他の締約国の投資家、他の締約国の金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者による金融サービスの提供に関する不備のない申

請については、百二十日以内に行政上の決定を行い、申請者に対し速やかに当該決定を通知する。当該申請は、全ての関連する聴聞が行われ、全ての必要な情報が受領されるまでは、不備のないものと認められない。当該規制当局は、当該決定を百二十日以内に行うことが実行可能でない場合には、不当に遅滞することなく当該申請者に通知するものとし、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

11 申請を拒否した規制当局は、申請が拒否された申請者の要請に応じ、実行可能な範囲内で、当該申請者に対しその拒否の理由を通知する。

第十一・十四条 自主規制団体

締約国は、他の締約国の金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、自国の領域において又は当該領域に金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、当該自主規制団体に参加し、又は当該自主規制団体を利用することを要求する場合には、当該自主規制団体が第十一・三条（内国民待遇）及び第十一・四条（最恵国待遇）に定める義務を遵守することを確保する。

第十一・十五条 支払及び清算の制度

各締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、公

的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、当該各締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第十一・十六条 保険サービスの迅速な利用可能性

締約国は、免許を有するサービス提供者による保険サービスの提供を迅速化するため規制に関する手続を維持し、及び策定することの重要性を認める。当該手続には、次の事項を含めることができる。

商品が合理的な期間内に不承認とされない場合に当該商品の導入を承認すること。

個人向けの保険又は強制保険以外の保険の種類について、商品の承認又は許可を要求しないこと。

商品を導入する回数又は頻度に係る制限を課さないこと。

締約国は、商品の承認に係る規制に関する手続を維持する場合には、当該手続を維持し、又は改善するよう努める。

第十一・十七条 管理部門の機能の遂行

1 締約国は、自国の領域内の金融機関に係る管理部門の機能を当該金融機関の本社若しくは関連会社又は

無関係なサービス提供者（自国の領域内又は領域外のいずれに所在するかを問わない。）が遂行することが当該金融機関の効果的な管理及び効率的な運営にとって重要であることを認める。締約国は、金融機関に対して当該機能に適用される国内的な要件の遵守を確保することができ、当該機能の遂行について恣意的な要件を課することを避けることの重要性を認める。

2 1のいかなる規定も、締約国が自国の領域内の金融機関に対して一定の機能を保持することを要求することを妨げるものではない。

第十一・十八条 特定の約束

附属書十一―B（特定の約束）には、各締約国による特定の約束を定める。

第十一・十九条 金融サービスに関する小委員会

1 締約国は、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この章において「金融サービス小委員会」という。）を設置する。各締約国の主たる代表者は、金融サービスに責任を負う当該各締約国の当局であつて附属書十一―D（金融サービスに責任を負う当局）に記載するものの職員とする。

2 金融サービス小委員会は、次のことを行う。

- (a) この章の規定の実施及び改善について監視すること。
 - (b) 締約国が付託する金融サービスに関する問題について検討すること。
 - (c) 第十一・二十二条（金融サービスにおける投資紛争）の規定に従って紛争解決手続に参加すること。
- 3 金融サービス小委員会は、金融サービスへの適用におけるこの協定の機能を評価するため、別段の決定をする場合を除くほか、毎年会合する。金融サービス小委員会は、委員会に対し会合の結果を報告する。

第十一・二十条 協議

- 1 締約国は、この協定の下で生ずる事項であつて金融サービスに影響を及ぼすものについて、他の締約国に対して書面により協議を要請することができる。当該他の締約国は、その協議を行うことの要請に対し好意的な考慮を払う。協議を行う締約国は、当該協議の結果を金融サービス小委員会に報告する。

- 2 第十一・十条（適合しない措置） 1 (a) (ii) に規定する締約国の地域政府により維持される適合しない現行の措置に関する事項については、次のとおりとする。

- (a) 締約国は、他の締約国の地域政府におけるいかなる適合しない措置に関する情報も要請することができる。各締約国は、その要請に回答し、及び当該要請の対象となる措置の運用に関する情報の交換を促

進するための連絡部局を設置する。

(b) 締約国は、他の締約国の地域政府が適用する適合しない措置が金融機関、投資家、金融機関について有する投資財産又は国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者による貿易又は投資に対する重大な障害を生み出していると考えられる場合には、当該措置に関する協議を要請することができる。これらの締約国は、当該措置の運用に関する情報を交換し、及び更なる対応が必要であり、かつ、適当であるかどうかを検討するため、協議する。

3 この条に規定する協議には、附属書十一―D（金融サービスに責任を負う当局）に記載する当局の職員が参加する。

4 この条のいかなる規定も、一の締約国に対して金融規制当局の間における情報の共有に関する当該一の締約国の法令若しくは締約国の金融当局の間における合意若しくは取決めの要件から逸脱することを要求し、又は規制当局に対して特定の規制、監督、管理若しくは執行に関する問題につき妨げる行動をとることを要求するものと解してはならない。

第十一・二十一条 紛争解決

1 第二十八章（紛争解決）の規定は、この条の規定により修正された上で、この章の規定の下で生ずる紛争の解決について適用する。

2 第二十八・九条（パネルの構成）の規定は、締約国がこの章の規定の下で紛争が生ずると主張する場合について適用する。ただし、次のことを要件とする。

- (a) 紛争当事者が合意する場合には、パネルの各構成員が、3に定める要件を満たすこと。
- (b) その他の場合には、次のとおりとすること。

(i) 各紛争当事国は、3に定める要件又は第二十八・十条（パネルの構成員の資格）1に定める要件を満たすパネルの構成員を選定する。

(ii) 被申立国が第十一・十一条（例外）の規定を援用する場合には、パネルの議長は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、3に定める要件を満たすものとする。

3 この章の規定の下で生ずる紛争に関するパネルの構成員は、第二十八・十条（パネルの構成員の資格）

1(b)から(d)までに定める要件に加え、金融サービスに関する法令又は実務（金融機関に関する規制を含む。）についての専門知識又は経験を有するものとする。

4 締約国は、第十一・十一條（例外）の規定が請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについて検討するため、第二十八・五條（協議）の規定に基づく協議を要請することなく、次条（金融サービスにおける投資紛争）2(c)の規定に基づくパネルの設置を要請することができる。当該パネルは、最後のパネルの構成員が任命された後百五十日以内に、第二十八・十七條（最初の報告書）の規定による最初の報告書を提示するよう努める。

5 締約国が金融サービス分野における利益を停止しようとする場合には、第二十八・二十條（未実施（代償及び利益の停止））5の規定に基づく利益の停止の提案に係る決定を行うために再招集されたパネルは、必要に応じて金融サービスに係る専門家の意見を求める。

第十一・二十二條 金融サービスにおける投資紛争

1 締約国の投資家が、金融機関、金融市場又は金融商品の規制又は監督に関する措置に不服を申し立てるため第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づき仲裁に請求を付託する場合には、仲裁廷の仲裁人の任命に当たっては、金融サービスに関する法令又は実務についての特定の候補者の専門知識又は経験を考慮に入れるものとする。

2 締約国の投資家が、第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づき仲裁に請求を付託し、被申立人が第十一・十一条（例外）の規定を抗弁として援用する場合には、次の規定を適用する。

(a) 被申立人は、仲裁廷が当該被申立人による答弁書の提出の期限として定める日以前に、又は仲裁の通知の修正が行われる場合には仲裁廷が当該修正に対する当該被申立人による回答の提出の期限として定める日以前に、申立人の締約国の金融サービスに責任を負う当局（附属書十一-D（金融サービスに責任を負う当局）に記載するもの）に対し、第十一・十一条（例外）の規定が当該請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについての被申立人の当局及び申立人の締約国の当局による共同での決定の要請を書面により提出する。被申立人は、仲裁廷が設置される場合には当該仲裁廷及び非紛争締約国に対し、当該要請の写しを速やかに提供する。仲裁は、4に規定するところによつてのみ、当該請求について手続を進めることができる（注）。

注 この条の規定の適用上、「共同での決定」とは、附属書十一-D（金融サービスに責任を負う当局）に記載する被申立人の金融サービスに責任を負う当局及び申立人の締約国の金融サービスに責任を負う当局による決定をいう。共同での決定の

要請を受領した日から十四日以内に、他の締約国が、当該要請の対象となっている事項に実質的な利害関係を有することを示す書面による通報を被申立人及び申立人の締約国に行う場合には、当該他の締約国の金融サービスに責任を負う当局は、当該事項に関する討議に参加することができる。共同での決定は、被申立人の金融サービスに責任を負う当局及び申立人の締約国の金融サービスに責任を負う当局が行う。

(b) (a)に規定する被申立人の当局及び申立人の締約国の当局は、(a)に規定する共同での決定を行うよう誠実に努める。当該共同での決定は、紛争当事者、金融サービス小委員会及び仲裁廷が設置される場合には当該仲裁廷に対し、速やかに伝達される。当該共同での決定は、仲裁廷を拘束するものとし、仲裁廷が下すいかなる決定又は裁定も、当該共同での決定に適合するものでなければならない。

(c) (a)及び(b)に規定する被申立人の当局及び申立人の締約国の当局が、被申立人から(a)の規定に基づく共同での決定の書面による要請を受領した日から百二十日以内に共同での決定を行わない場合には、当該被申立人又は当該申立人の締約国は、第十一・十一条（例外）の規定が当該請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについて検討するため、第二十八章（紛争解決）の規定に基づくパネルの設置を要請することができる。第二十八・七条（パネルの設置）の規定に従って設置さ

れるパネルは、前条（紛争解決）の規定に従って構成される。第二十八・十八条（最終報告書）の規定を適用するほか、パネルは、その最終報告書を紛争当事国及び仲裁廷に伝達する。

3 2(c)に規定するパネルの最終報告書は、仲裁廷を拘束するものとし、仲裁廷が下すいかなる決定又は裁定も、当該最終報告書に適合するものでなければならない。

4 2(c)に規定する百二十日の期間の満了の時から十日以内に2(c)の規定に基づくパネルの設置の要請が行われない場合には、第九・十九条（請求の仲裁への付託）の規定に基づいて設置された仲裁廷は、請求について手続を進めることができる。

(a) 仲裁廷は、被申立人の当局及び申立人の締約国の当局が2(a)から(c)までに規定する共同での決定を行わなかったという事実から、第十一・十一条（例外）の規定の適用について推定を行ってはならない。

(b) 申立人の締約国は、第十一・十一条（例外）の規定が当該請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについて仲裁廷に対して口頭で又は書面により意見を述べることができる。当該申立人の締約国は、当該意見を陳述しない場合には、当該仲裁において同条の規定に関する被申立人の立場に反しない立場をとるものと推定される。

5 この条の規定の適用上、第九・一条（定義）に規定する「申立人」、「紛争当事者」、「一方の紛争当事者」、「非紛争締約国」及び「被申立人」の用語の定義は、必要な変更を加えた上で組み込まれる。

附属書十一―A 国境を越える貿易

日本国

保険及び保険関連のサービス

1 第十一・六条（国境を越える貿易）1の規定は、第十一・一条（定義）の「国境を越える金融サービス
の提供」の定義の(a)に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易の
うち、次に掲げるサービスに関するものについて適用する。

(a) 次の事項に関連する危険に対する保険

(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送
される物品及び物品を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象と
する。

(ii) 国際間の運送中の物品

(b) 再保険、再再保険及び第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(d)に規定する保険の補助的

なサービス

- (c) 第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(c)に規定する保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）であつて、(a)及び(b)に記載するサービスに関連する危険に対する保険に関するもの（注）

注 保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

- 2 第十一・六条（国境を越える貿易）1の規定は、第十一・一条（定義）の「国境を越える金融サービス」の提供」の定義の(a)に規定する国境を越える金融サービスの提供又は国境を越える金融サービスの貿易のうち、次に掲げるサービスに関するものについて適用する。

- (a) 日本国内の金融機関その他の事業体であつて日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証券関連の取引

- (b) 投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売（注）

注 勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。

- (c) 第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(c)に規定する金融情報の提供及び移転、金融デー

タの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

- (d) 第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(p)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）

（この附属書中他の締約国の部分は省略）

附属書十一―B 特定の約束

第A節 ポートフォリオの運用

1 締約国は、他の締約国の領域において設立された金融機関が当該締約国の領域内に所在する集団投資スキームに対して次のサービスを提供することを許可する（注）。

注 締約国は、集団投資スキーム又は当該締約国の領域内に所在する当該スキームの運営に携わる他の締約国の者に対し、当該スキームの運営について最終的な責任を負うことを要求することができる。

(a) 投資助言

(b) ポートフォリオの運用サービス（次のものを除く。）

(i) 信託サービス

(ii) 集団投資スキームの運用に関係しない保管及び執行サービス

2 1の規定は、第十一・六条（国境を越える貿易）3の規定に従うものとする。

3 1の規定の適用上、「集団投資スキーム」とは、次のものをいう。

- (a) オーストラリアについては、連邦会社法（二千一年）第九条に定義する「管理された投資スキーム」（連邦会社法（二千一年）第六百一ED条第五項の規定に違反して運用されているものを除く。）又は次の要件を満たす事業体
- (i) 証券、土地の持分その他の投資財産について有する投資の事業を行うこと。
 - (ii) (i)に規定する事業を行うに当たり、出資される資金が投資されることとなるとの条件の下で公衆に対して申込み又は勧誘（連邦会社法（二千一年）第八十二条に規定するものに限る。）を行った後に
出資された資金（直接又は間接の出資を問わない。）を投資すること。
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、次の(ii)及び(iii)の要件を満たす次の(i)の取決め
- (i) 証券市場令（二十十三年）第二百三条に定義する「集団投資スキーム」、すなわち、名称のいかんを問わない資産（金銭を含む。）に関する投資の取決めであつて、当該取決めに関与する者（その財産の全部又は一部の所有者になるかどうかを問わない。）が当該財産の取得、保有、運用若しくは処分から生ずる利益若しくは収入又は当該利益若しくは収入から支払われる金額の分配を受け、又は受領することができることがその目的又は効果であるもの

- (ii) (i)に規定する取決めは、次の要件を満たさなければならない。
 - (A) 参加を予定する者（以下この(ii)において「参加者」という。）が、相談を受ける権利又は指示を与える権利を有しているかどうかを問わず、(i)に規定する財産の運用を日常的に支配していないこと。
 - (B) 当該取決めが次のいずれか一方又は双方の特性を有すること。
 - (1) 参加者の出資及び参加者への支払の原資となる利益又は収入が共同で管理されていること。
 - (2) (i)に規定する財産が、(i)に規定する集団投資スキームの運用者又はその代理人により全体として運用されていること。
 - (C) 当該取決めが(iii)に定める条件を満たしていること。
- (iii) (ii)(B)に定める条件は、(i)に規定する財産が、会社、信託の受託者その他の事業体又は取決めであつて、投資に係る危険を分散するために、及びそれらのために又はそれらの代理人により行われる資金の運用による利益をそれらの構成員に与えるために、資金の投資を行うことを目的とするものに実質的に帰属すること並びに当該会社、信託の受託者その他の事業体若しくは取決めにより又は当該会

社、信託の受託者その他の事業体若しくは取決めの人により運用されることである。

- (c) カナダについては、関連する証券法に定義する「投資ファンド」(注)

注 カナダにおいては、他の締約国の領域において設立された金融機関は、少なくとも一億カナダ・ドルに相当する株主資本を保有する場合には、同国に所在する集団投資スキームに対して保管サービスのみを提供することができる。

- (d) チリについては、法第二万七百十二号に定義する「一般運用ファンド」であつて、証券保険監督局による監督の対象となるもの。ただし、集団投資スキームの運用に関連する保管サービスの提供を除く。

- (e) 日本国については、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づいて投資運用業務に従事する「金融商品取引業者」

- (f) マレーシアについては、次の要件を満たす取決め。特に、ユニット型の投資信託、不動産投資信託、上場投資信託、制限的な投資スキーム及びクロードエンド型のファンドを含む。

(i) 投資が、証券、先物契約その他の財産（以下この(f)において「スキームの資産」という。）の取得、保有、運用若しくは処分から生ずる利益若しくは収入又は当該利益若しくは収入から支払われる金額の分配を受け、又は受領するための便益を複数の者に提供する目的で行われ、又は提供する効果

を有すること。

(ii) 当該取決めに参加する者がスキームの資産の運用を日常的に支配していないこと。

(iii) スキームの資産が、その運用について責任を負う事業体であつて、ファンドの運用業務を行うことについて関連する規制機関によつて承認され、許可され、又は免許を受けたものにより運用されること。

(g) メキシコについては、投資ファンド法に基づいて設立される「投資ファンド運用会社」。他の締約国の領域において設立された金融機関は、当該金融機関が設立された締約国の領域においてポートフォリオの運用サービスを提供する場合に限り、メキシコに所在する集団投資スキームに対して当該サービスを提供することができる。

(h) ニュージーランドについては、金融市場行為法（二千十三年）に定義する「登録されたスキーム」

(注)

注 保管サービスは、発行市場がニュージーランドの領域外にある投資財産に関するもののみ、この附属書において同国が行つた特定の約束の範囲に含まれる。

- (i) ペルーについては、次のファンド
 - (i) 大統領令経済・財政省所管第九十三号（二千二年）によって承認された整理文書に基づく投資及び証券に係るミューチュアルファンド
 - (ii) 行政立法令第八百六十二号に基づく投資ファンド
- (j) シンガポールについては、証券先物法（第二百八十九章）に定義する「集団投資スキーム」（当該スキームの運用者を含む。）。ただし、1に規定する金融機関が、当該金融機関が設立された締約国の領域においてファンドの運用者として許可され、又は規制されており、かつ、信託会社でない場合に限る。

- (k) アメリカ合衆国については、投資会社法（千九百四十年）に基づいて証券取引委員会に登録された投資会社（注）

注 保管サービスは、発行市場がアメリカ合衆国の領域外にある投資財産に関するもののみ、この附属書において同国が行った特定の約束の範囲に含まれる。

- (1) ベトナムについては、ベトナム証券法に基づき設立され、及び営業するファンド運用会社であって、

1に規定するサービスをベトナム国外に所在する資産に投資する投資ファンドを運用するために提供する場合には、ベトナム国家証券委員会による規制及び監督の対象となるもの

第B節 情報の移転

各締約国は、自国の領域内外への電子的その他の形態による情報の移転を、他の締約国の金融機関の通常の業務の遂行においてデータの処理が必要とされる場合には、当該他の締約国の金融機関に許可する。この節のいかなる規定も、締約国が次に掲げる措置を採用し、又は維持する権利を制限するものではない。ただし、当該権利がこの節の規定に基づく締約国の約束又は義務を回避するための手段として行使されないことを条件とする。

- (a) 個人の情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護するための措置
- (b) 信用秩序の維持のための考慮に基づき、金融機関に対し、情報の受領者として特定の企業を指定するために関連する規制機関から事前の許可を取得することを要求する措置（注）

注 この(b)に定める要求は、信用秩序の維持のための規制に関する他の手段に影響を及ぼすものではない。

第C節 郵便保険事業体による保険の提供

- 1 この節は、締約国が自国の郵便保険事業体に対して一般公衆への直接の保険サービスの引受け及び提供を認める場合において適用する追加的な規律を定める。この1の規定の対象となるサービスには、締約国の郵便保険事業体による信書又は小包の取集、運送及び配達に関する保険の提供を含まない。
- 2 いずれの締約国も、1に規定する保険サービスの提供について、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体に有利となるような競争上の条件を作り出す措置を採用し、又は維持してはならない。当該措置には、次に定めることによるものを含む。
 - (a) 保険サービスを提供する民間のサービス提供者の免許について、締約国が同種のサービスを提供する郵便保険事業体に課す条件よりも重い条件を課すこと。
 - (b) 締約国が同種のサービスを提供する民間のサービス提供者に適用する条件よりも有利な条件で、保険サービスを販売するための流通経路を郵便保険事業体を利用することができるようにすること。
- 3 締約国は、郵便保険事業体による1に規定する保険サービスの提供に関して、民間のサービス提供者による同種の保険サービスの提供について適用する規制及び執行活動と同様のものを適用する。
- 4 締約国は、3に定める義務を履行するに当たり、1に規定する保険サービスを提供する郵便保険事業体

に対し、当該保険サービスの提供に関する年次財務諸表を公表することを要求する。当該財務諸表は、同種のサービスを提供する株式が公開された民間企業について当該締約国の領域において適用される一般的に認められている会計及び監査の原則又はこれらと同等の規則に基づいて要求される詳細の程度及び監査基準を満たすものとする。

5 締約国は、第二十八章（紛争解決）の規定に基づくパネルが2から4までに規定するいずれかの約束と適合しない措置を当該締約国が維持していると認める場合には、次のことを郵便保険事業体に許可する前に、申立国に通報し、協議を行う機会を与える。

(a) 当該締約国の市場において民間のサービス提供者が提供する同種の保険商品と競合する新たな保険商品を開発し、又は当該同種の保険商品と競合する現行の商品を新たな商品の開発と同様の態様で改定すること。

(b) 当該郵便保険事業者が単一の保険契約者に販売することができる保険価額（保険全般の価額であるか特定の種類の保険商品の価額であるかを問わない。）の上限を引き上げること。

6 この節の規定は、次のいずれかの場合には、締約国の領域における郵便保険事業者については、適用し

ない。

(a) 当該締約国が、直接又は間接に当該郵便保険事業体を所有し、又は支配していない場合。ただし、当該締約国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して保険サービスの提供における競争条件を当該郵便保険事業体に有利に修正する便宜を維持していない場合に限る。

(b) 当該郵便保険事業体が引き受ける元受けの生命保険及び生命保険以外の保険の売上げが、それぞれ、二千十三年一月一日の時点において当該締約国の市場で元受けの生命保険及び生命保険以外の保険から生じた年間の保険料収入の総額の十パーセントを超えない場合

7 締約国は、自国の領域における郵便保険事業体が、自国がこの協定に署名した後に6(b)に定める基準値を超える場合には、当該郵便保険事業体について次のことを確保する。

(a) 民間のサービス提供者による保険サービスの提供について規制し、及び執行活動を行う当局と同一の当局によって規制され、かつ、当該当局による執行の対象となること。

(b) 保険サービスを提供する金融機関に適用する財務報告の要件の対象となること。

8 この節の規定の適用上、「郵便保険事業体」とは、公衆に向けて保険の引受け及び販売を行う事業体で

あつて、締約国の郵便事業体が直接又は間接に所有し、又は支配しているものをいう。

第D節 電子支払カードサービス

1 締約国は、他の締約国の者による当該他の締約国の領域から当該締約国の領域内への支払カード取引のための電子支払サービス（注）の提供を許可する。締約国は、国境を越える当該電子支払サービスの提供について、他の締約国のサービス提供者が次の一又は二以上の要件を満たすことを条件とすることができるとを条件とする。

- 注 この節の約束において規定する支払カード取引のための電子支払サービスは、第十一・一条（定義）の「金融サービス」の定義の(h)の規定及び国際連合中央生産物分類第二版の小分類七一五九三に該当するものであり、当該電子支払サービスには、金融取引の処理（例えば、金融上の残高の証明、取引の許可、個別の取引についての銀行（又はクレジット・カードの発行者）への通知並びに許可された取引のための関係機関の正味の財務状況に関する日々の集計及び指示の実施）のみを含む。
- (a) 関連する当局に登録し、又は当該当局の許可（注）を受けらるること。

注 新規及び現行のサービス提供者に関するこのような登録、許可及び事業の継続は、例えば、(i)本国の監督者と監督上の協力

を行うこと並びに(ii)当該サービス提供者が、当該サービス提供者による当該締約国への国境を越える電子支払サービスの提供に特に関連するシステム、ハードウェア、ソフトウェア及び記録について締約国の関連する金融規制機関が検査（現地で
の検査を含む。）を適時に実施することができるようにすることを条件とすることができる。

- (b) 当該他の締約国の領域において当該電子支払サービスを提供するサービス提供者であること。
- (c) 当該締約国の領域において代理人の事務所を指定し、又は代表事務所若しくは営業所を維持すること。

2 この節の規定の適用上、支払カード取引のための電子支払サービスには、取引者の口座への及び当該口座からの資金の移転を含まない。さらに、当該電子支払サービスには、支払取引を処理するための専属的なネットワークを利用する支払ネットワークサービスのみを含む。これらのサービスは、企業間で提供される。

3 この節のいかなる規定も、締約国が公共政策の目的のために措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置がこの節の規定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。当該措置には、次のものを含めることができる。

(a) 個人情報、プライバシー並びに個人の記録、取引及び勘定の秘密を保護するための措置（例えば、カードの保有者の氏名に関する情報について、国境を越えてサービスを提供する他の締約国のサービス提供者による収集又は当該サービス提供者への移転を制限する措置）

(b) 手数料に係る規制（インターチェンジ・フィー、スイッチング・フィー等）

(c) 締約国の当局が決定する納付金の賦課（例えば、監督又は規制に関連する費用を支弁するためのもの、当該締約国の支払の制度の基盤の発展を促進するためのもの）

4 この節の規定の適用上、「支払カード」とは、次のものをいう。

(a) オーストラリアについては、クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、チェック・カード、現金自動預払機（ATM）カード、プリペイド・カード及びこれらのカードと類似の機能を果たすためのその他の有形の又は電子的な商品又はサービス並びにこれらのカード、商品又はサービスに関する固有の口座番号

(b) ブルネイ・ダルサラーム国については、同国の法令に適合する支払手段（有形の又は電子的な様式のもの）を問わない。）であって、ある者が金銭、物品若しくはサービスを取得し、又は他の方法により支

払を行うことができるもの（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、小切手、現金自動預払機（ＡＴＭ）カード、プリペイド・カード及び同様の機能を果たすために広範に使用されているその他の手段を含む。）

(c) カナダについては、二千十五年一月一日の時点の支払カードネットワーク法に定義する「支払カード」。クレジット・カード及びデビット・カードのうち有形の及び電子的な様式のもの、いずれもその定義に含まれる。クレジット・カードには、プリペイド・カードを含む。

(d) チリについては、同国の法令に定義する有形の又は電子的な様式のクレジット・カード、デビット・カード及びプリペイド・カード

(i) これらの支払カードについては、この節の約束に定める国境を越える電子支払サービスの範囲に代えて、次に掲げる国境を越える金融サービスのみを提供することができる。

(A) 電子的な又は情報経路を通じた加盟店契約会社及びカード発行会社又はそれらの代理人及び代表者の間のメッセージの受領及び送付であつて、許可の申請、許可の申請への回答（承認又は拒否）、代理の許可、調整、返金、返品、検索、チャージ・バック及び関連する管理上のメッセージ

のためのもの

(B) 自動化された又はコンピュータ化されたシステムによる加盟店契約会社及びカード発行会社の取引から生ずる手数料及び残高の計算並びに加盟店契約会社及びカード発行会社並びにそれらの代理人及び代表者に対する当該取引の過程に関連するメッセージの受領及び送付から生ずる手数料及び残高の計算。ただし、これらの計算が、関連する加盟店契約業務及びカード発行業務を行う当事者により承認され、認定され、又は確認される場合に限る。

(C) 承認された取引のための加盟店契約会社及びカード発行会社並びにそれらの代理人及び代表者の正味の財務状況に関する定期的な突合、集計及び指示の実施

(D) (A)から(C)までに定める主な処理の活動に関連する価値を付加するサービス（詐欺の防止及び軽減に関する活動、ロイヤルティ・プログラムの実施等）

これらの国境を越える金融サービスは、この節の約束に従い、他の締約国のサービス提供者によりチリの領域内でのみ提供されることができ。ただし、当該金融サービスが、カード支払ネットワークへの参加に関連して同国によって規制され、かつ、当該金融サービスについて契約上の責任を負う事

業体に対して提供される場合に限る。

(ii) この節の約束のいかなる規定も、この節に定める他の全ての措置に加え、他の締約国のサービス提供者によるチリへの電子支払サービスの国境を越えるサービスの提供について、当該サービス提供者と同国の領域において同国の法令に基づいて支払ネットワークの参加者として設立され、許可され、及び規制された会社であつて当該サービス提供者と提携するものとの間に契約関係があることを条件とする措置を採用し、又は維持する同国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利がこの節の規定に基づく同国の約束又は義務を回避する手段として用いられない場合に限る。

(e) 日本国については、次のカード

(i) 日本国の法令に定義する有形の又は電子的な様式のクレジット・カード及びプリペイド・カード

(ii) 有形の又は電子的な様式のデビット・カード。ただし、当該デビット・カードが日本国の法令の範囲内で認められる場合に限る。

(f) マレーシアについては、同国の法令に定義するクレジット・カード、デビット・カード及びプリペイド・カード

- (g) メキシコについては、同国の法令に定義する有形の又は電子的な様式のクレジット・カード及びデビット・カード
- (i) これらの支払カードについては、1に定める国境を越える電子支払サービスの範囲に代えて、次に掲げる国境を越えるサービスのみを提供することができる。
- (A) 許可の申請、許可の申請への回答（承認又は拒否）、代理の許可、調整、返金、返品、検索、チャージ・バック及び関連する管理上のメッセージの受領及び送付
- (B) 加盟店契約会社及びカード発行会社の取引から生ずる手数料及び残高の計算並びに加盟店契約会社及びカード発行会社並びにそれらの代理人及び代表者に対する当該取引の過程に関連するメッセージの受領及び送付から生ずる手数料及び残高の計算
- (C) 承認された取引のための加盟店契約会社及びカード発行会社並びにそれらの代理人及び代表者の正味の財務状況に関する定期的な突合、集計及び指示の実施
- (D) (A)から(C)までに定める主な処理の活動に関連する価値を付加するサービス（詐欺の防止及び軽減に関する活動、ロイヤルティ・プログラムの実施等）

(ii) これらの国境を越える金融サービスのみが、この節の約束に従い、他の締約国のサービス提供者によりメキシコの領域内で提供されることができる。ただし、当該金融サービスが、カード支払ネットワークへの参加に関連して同国によって規制され、かつ、当該金融サービスについて責任を負う事業体に対して提供される場合に限る。

(iii) この節の約束のいかなる規定も、この節に定める他の全ての措置に加え、他の締約国のサービス提供者によるメキシコへの国境を越える電子支払サービスの提供について、当該サービス提供者と同国の領域において同国の法令に基づいて支払ネットワークの参加者として設立され、及び許可されている会社であつて当該サービス提供者と提携するものとの間に契約関係があることを条件とする措置を採用し、又は維持する同国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利がこの節の規定に基づく同国の約束又は義務を回避する手段として用いられない場合に限る。

(h) ニュージーランドについては、有形の又は電子的な様式のクレジット・カード又はデビット・カードペルーについては、次のカード

(i) ペルーの法令に定義するクレジット・カード及びデビット・カード

- (ii) 金融機関が発行するペルーの法令に定義するプリペイド・カード
- (j) シンガポールについては、次のカード及び手段
 - (i) 銀行法（第十九章）に定義するクレジット・カード、同法に定義するチャージ・カード及び支払システム（監督）法（第二百二十二章のA）に定義する価値が記録された手段
 - (ii) デビット・カード及び現金自動預払機（ATM）カード
- (i) 及び(ii)に掲げるカード又は手段のうち有形の及び電子的な様式のもの、いずれも支払カードに含まれる。
- (k) アメリカ合衆国については、クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、チェック・カード、現金自動預払機（ATM）カード、プリペイド・カード及びこれらのカードと類似の機能を果たすためのその他の有形の又は電子的な商品又はサービス並びにこれらのカード、商品又はサービスに関する固有の口座番号

- (1) ベトナムについては、国際的な発行者識別番号又は銀行識別番号（国際的なIIN又はBIN）

（注）を利用する同国の領域の内外で発行されるカードに関する同国の法令に定義する有形の又は電子

的な様式のクレジット・カード、デビット・カード及びプリペイド・カード

注 この(1)の規定の適用上、「国際的な発行者識別番号又は銀行識別番号」及び「国際的なI I N又はB I N」とは、国際標準化機構が採用する関連の基準に従い、他の締約国のサービス提供者に割り当てられる番号をいう。

(i) ベトナムは、国際的なI I N又はB I Nを利用しないこれらのカードの発行について適用される条件よりも制限的でない条件に従い、国際的なI I N又はB I Nを利用するこれらのカードの発行を認める。

(ii) この節の約束のいかなる規定も、この節に定める措置に加え、他の締約国のサービス提供者によるベトナムへの国境を越える電子支払サービスの提供について、公共政策の目的のために同国政府に対し当該サービス提供者が処理した取引に関する情報及びデータを提供することを条件とする措置を採用し、又は維持する同国の権利を制限するものではない。ただし、当該措置がこの節の規定に基づく同国の義務を回避する手段として用いられない場合に限る。

第E節 透明性の考慮

締約国は、この章の規定が適用される一般に適用される新たな規制を策定するに当たり、自国の法令に適

合する態様で、その規制の案が金融機関（当該締約国の金融機関又は他の締約国の金融機関を含む。）の運営にどのように影響を及ぼし得るかに関する意見を考慮することができる。当該意見には、次のものを含めることができる。

(a) 当該規制の案の目的に関連する他の締約国の規制措置について当該他の締約国が当該締約国に提出する意見

(b) 当該規制の案の潜在的な影響について利害関係者（他の締約国又は他の締約国の金融機関を含む。）が当該締約国に提出する意見

附属書十一―C 適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度

第十一・十条（適合しない措置） 1(c)の規定にかかわらず、ベトナムについては、この協定が同国について効力を生ずる日の後三年間は、次のとおりとする。

- (a) 第十一・三条（内国民待遇）、第十一・四条（最恵国待遇）、第十一・五条（金融機関の市場アクセス）及び第十一・九条（経営幹部及び取締役会）の規定は、第十一・十条（適合しない措置） 1(a)に定める適合しない措置の改正（この協定がベトナムについて効力を生ずる時における当該措置と第十一・三条から第十一・五条まで及び第十一・九条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）については、適用しない。

- (b) ベトナムは、第十一・十条（適合しない措置） 1(a)に定める適合しない措置の改正であつて当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させるものにより、次に掲げる他の締約国の投資家又は対象投資財産から当該他の締約国の投資家又は対象投資財産が具体的な行動（注）をとつた際に依拠した権利又は利益を取り上げてはならない。

注 具体的な行動には、事業を立ち上げ、又は拡張するための資源又は資本の供給並びに許可及び免許の申請を含む。

- (i) 他の締約国の金融機関
 - (ii) ベトナムの領域において金融機関に投資する他の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産
 - (iii) 国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者
- (c) ベトナムは、第十一・十条（適合しない措置）1(a)に定める適合しない措置の改正であつて、当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させることとなるものの詳細を、当該改正を行う少なくとも九十日前までに他の締約国に提供する。

附属書十一 D 金融サービスに責任を負う当局

金融サービスに責任を負う各締約国の当局は、次のものとする。

- (a) オーストラリアについては、財務省及び外交貿易省
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、ブルネイ・ダルサラーム国通貨金融庁
- (c) カナダについては、カナダ財務省
- (d) チリについては、財務省
- (e) 日本国については、外務省及び金融庁又はこれらの後継機関
- (f) マレーシアについては、マレーシア中央銀行及びマレーシア証券委員会
- (g) メキシコについては、財務公債省
- (h) ニュージーランドについては、外務貿易省（金融サービス規制機関と協力する。）
- (i) ペルーについては、経済・財政省（金融規制機関と協力する。）
- (j) シンガポールについては、シンガポール通貨監督庁

- (k) アメリカ合衆国については、第十一・二十二条（金融サービスにおける投資紛争）の規定並びに銀行、証券及び金融サービス（保険を除く。）に関する全ての事項については財務省、保険に関する事項については財務省（米国通商代表部と協力する。）
- (1) ベトナムについては、ベトナム国家銀行及び財務省

1 ブルネイ・ダルサラーム国、チリ、メキシコ及びペルーは、この章に組み込まれる第九・六条（待遇に関する最低基準）の規定の違反であつて、次に掲げる日の前に行われた行為、生じた事実又は消滅した事態に関連するものについて第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による仲裁に請求を付託することには、同意しない。

(a) この協定がブルネイ・ダルサラーム国、チリ及びペルーについてそれぞれ効力を生ずる日の後五年を経過する日

(b) この協定がメキシコについて効力を生ずる日の後七年を経過する日

2 締約国の投資家は、ブルネイ・ダルサラーム国、チリ、メキシコ又はペルーがこの章に組み込まれる第九・六条（待遇に関する最低基準）の規定に違反した旨の請求を第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による仲裁に付託する場合には、次に掲げる日の前に生じた損失又は損害については、回復することができない。

(a) この協定がブルネイ・ダルサラーム国、チリ及びペルーについてそれぞれ効力を生ずる日の後五年を経過する日

(b) この協定がメキシコについて効力を生ずる日の後七年を経過する日